



統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

政府統計

## 留 意 事 項

- 1 本調査は、国立、公立、私立の高等学校（全日制及び定時制課程並びに中等教育学校後期課程とする。通信制の高等学校や特別支援学校の高等部は含まない。高等学校とその専攻科における5年間の一貫教育による看護師課程を含む。）を対象とする。
- 2 「就職」とは、給料、賃金、利潤、報酬、その他経常的収入を得る仕事に就くことをいい、就職進学者も就職者に含める。自家自営業に就いたものは就職者に含めるが、家事の手伝いや臨時的な仕事に就いたものは就職者とはしない。  
なお、在学中、既に職に就いている者で卒業後も引き続きその職にある場合は就職者とする。  
また、防衛大学校等「公務員」の身分を有し俸給の支給される「学校」への進学者は就職者として扱う。
- 3 調査票の「就職希望者数」欄の記入に当たっては、本調査が、10月末現在の就職希望（県内・県外）を起点として、12月末現在、3月末現在での就職（内定）状況（県内・県外）の変化を調査するものであることに留意し、以下のとおり実施すること。
  - (1) 10月末現在調査  
「卒業（予定）者数」欄に記入した生徒のうち、10月末現在において「就職希望者数」を「県内・県外」の別に記入すること。
  - (2) 12月末現在・3月末現在調査  
「卒業（予定）者数」欄に記入した生徒のうち、当該調査時点において「就職希望者数」の「県内・県外」の別は、10月末現在の状況を記入すること。（年度途中で県内・県外の希望に変更があった場合も10月末現在の状況を記入すること。）  
10月末現在において、進学希望等により就職を希望していなかった生徒が当該調査時点で就職（内定）が決まった場合は、その時点において就職希望者として取り扱うこと。  
また、就職を希望していた生徒が、大学・専門学校等への進学に変更した場合は、その時点において就職希望者から除くこと。【記載例参照】
- 4 「就職（内定）者数」欄には、高等学校又は公共職業安定所を通さずに就職を決定（内定）した生徒の数も、学校において把握している範囲で含めて記入すること。
- 5 調査結果は課程別（全日制、定時制）に作成し提出すること。
- 6 調査票の「看護（3年課程3年次）」には「高等学校3年課程の、3年次卒業（予定）者」、「看護（5年課程3年次）」には「高等学校とその専攻科における5年間の一貫教育による看護師課程の、3年次卒業（予定）者」、「看護（5年課程5年次）」には「高等学校とその専攻科における5年間の一貫教育による課程の、5年次修了（予定）者（専攻科のみの修了者は含まない。）」をそれぞれ記入すること。

【記載例】

(生徒A)

10月末現在で県内就職を希望していたが、12月末現在で県外就職希望に変更し県外企業から就職内定を得た場合は、本調査が10月末現在の希望を起点とすることから、12月末現在調査においては、希望は「県内」のままとし、就職（内定）は「県外」となる。

(生徒B)

10月末現在で県外就職を希望していたが、12月末現在で大学への進学希望に変更した場合は、12月末現在調査においては、就職希望者から除くことになる。

(生徒C)

10月末現在で進学を希望していたが、12月末現在で就職希望（県内）に変更し県内企業から内定を得た場合は、12月末現在調査においては、「就職希望者」、「就職(内定)者」に記入することになる。

※ 就職内定者数が就職希望者数を上回ることはない。（就職内定者 ≤ 就職希望者）

		10月末現在調査				12月末現在調査			
		就職希望者数		就職(内定)者数		就職希望者数		就職(内定)者数	
		県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
(生徒A)		1				1			1
(生徒B)			1						
(生徒C)						1		1	